

令和8年度 消費生活相談専門員募集要項

職 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の消費生活に関する相談に応じて所要の情報提供を行うこと ・ 消費生活相談を受けた場合において必要があると認めるときは、所要のあっせんを行うこと ・ 来所者に対して、消費生活に関する諸情報の提供を行うこと ・ 県民に対して、消費生活に関する啓発を行うこと ・ その他付帯する業務を行うこと
募 集 人 員	1人
募 集 対 象	<p>応募日時時点で次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費生活相談員（国家資格） (2) 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター） (3) 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会） (4) 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会） <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤 務 時 間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から土曜日までに勤務日を割り振ります。土曜日の勤務は交替制で、他の勤務日との振替になります。 ※ 日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 次のシフトでの交替制になります。 ・ Aシフト：午前9時から午後4時30分まで ・ Bシフト：午前9時30分から午後5時まで (正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分) ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤 務 地	<p>鹿児島市新屋敷町16番 203号 鹿児島県消費生活センター</p> <p>※ 任期中において変更はありません</p>
任 用 期 間	<p>採用の日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。</p>
報 酬 支 払 日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
報 酬 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 日額：9,800円～10,800円（学歴、職務経験を考慮の上決定） 2 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 3 通勤手当（通勤にかかる費用弁償） 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退 職 金 制 度	無

加入保険等	1 雇用保険 有 2 社会保険 有（厚生年金保険，地方職員共済組合（健康保険）） 3 災害補償制度 有
住 宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）に応募資格を有することを証する書類の写しを添付して，下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（随時受け付けます。） ・書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。 ・応募期間にかかわらず，採用者が決定次第，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合，翌年度及び翌々年度において公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い，再度任用されることもあります。 ・原則敷地内は禁煙です。（当センターがある建物内の指定場所のみ喫煙可能です。）

【書類提出先及び問合せ先】

〒892-0838

鹿児島市新屋敷町16番203号

鹿児島県消費生活センター

担当：長野（4月以降，上ノ町）

TEL：099-224-0999